

緊急輸送道路沿道建築物における耐震改修工事等に対する 助成制度の拡充について

1 これまでの経緯

区は、平成23年度より耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路沿道に位置する建築物に対する耐震化助成を実施している。特定緊急輸送道路沿道建築物に関しては耐震診断の義務化を進め、令和6年度には一般緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化助成の拡充を図るなど、耐震化を促進してきたが、両路線の耐震化は依然として伸び悩んでおり、計画に定めた目標の達成が難しい状況にある。

震災時における緊急輸送道路の通行機能確保は重要な課題であり、目標達成に向けて耐震化を適切に進めていくために助成の見直しを図るものである。

表1 緊急輸送道路の耐震化率推移 (単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R8 (目標値)
特定緊急 輸送道路	83.9	84.5	85.6	86.6	87.4	95.0
一般緊急 輸送道路	77.5	77.6	77.8	77.8	78.1	90.0

※一般緊急輸送道路の耐震化率は推計値

2 現状の主な課題

震災時における通行機能の早期確保には、特定緊急輸送道路に加え、一般緊急輸送道路に対しても取組を強化する必要がある。両路線とも、所有者の自己負担額が大きい建物が多いことから、助成制度の見直しにより自己負担額を軽減することが重要である。

3 令和8年度以降の助成制度について

令和8年度より、表2、表3に示すとおり特定緊急輸送道路、一般緊急輸送道路に対する補強設計、耐震改修工事（除却・建替え含む）の助成制度において、助成率の逡減をなくす。

これにより、路線の耐震化を一層促進することができ、通行機能が確保されることで、災害時において重要な拠点施設や避難施設の安定した運営が可能となる。

表2 補強設計助成の拡充内容

現行		改定後	
助成対象費用区分	助成率	助成対象費用区分	助成率
<u>600万円以下</u>	助成対象費用の <u>5/6</u>	<u>区分なし</u>	助成対象費用の <u>5/6</u>
<u>600万円超</u>	助成対象費用の <u>1/2+200万円</u>		

※特定緊急輸送道路は上記助成金額に助成対象費用の1/6を加算する。

表3 耐震改修工事助成(除却・建替え含む)

	現行		改定後	
	助成対象費用区分	助成率	助成対象費用区分	助成率
5,000㎡ 以下	<u>3,000万円以下</u>	助成対象費用の <u>5/6</u>	<u>区分なし</u>	助成対象費用の <u>5/6</u>
	<u>3,000万円超 6,000万円以下</u>	助成対象費用の <u>1/2+1,000万円</u>		
	<u>6,000万円超</u>	助成対象費用の <u>1/3+2,000万円</u>		
5,000㎡ 超		助成対象費用の 1/6	変更なし	

※特定緊急輸送道路は上記助成金額に助成対象費用の1/15を加算する。

4 予算額 (案)

歳入 142,300千円

歳出 215,697千円

5 今後の予定

令和8年4月 改正後の支援制度開始